

令和6年 No.53

○東京学芸大学授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第96号）の公布に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和6年11月27日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和6年11月28日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和6年規程第22号

東京学芸大学授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規程（昭和45年規程第2号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規程の一部改正について

改正理由：独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第96号）の公布に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(申請及び申請に係る徴収猶予)</p> <p>第6条 [省略]</p> <p>2～3 [省略]</p> <p>4 第3条第1項第4号の規定により授業料の免除を受けようとする学生は、所定の申請書に必要な書類を添えて、<u>指定された期日</u>までに学長に提出しなければならない。ただし、入学料免除の申請を行った場合は、授業料免除の申請を兼ねるものとする。</p> <p>(許可)</p> <p>第7条 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年11月28日から施行し、令和7年度授業料等免除申請者から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(申請及び申請に係る徴収猶予)</p> <p>第6条 [省略]</p> <p>2～3 [省略]</p> <p>4 第3条第1項第4号の規定により授業料の免除を受けようとする学生は、所定の申請書に必要な書類を添えて、<u>各期に公示する期日</u>までに学長に提出しなければならない。ただし、入学料免除の申請を行った場合は、授業料免除の申請を兼ねるものとする。</p> <p>5 <u>授業料免除を申請しようとする期の前の期に第3条第1項第4号の規定により授業料の免除を受けている学生が、継続して免除を受けようとする場合は、所定の申請書に必要な書類を添えて、各期に公示する期日までに学長に提出しなければならない。</u></p> <p>(許可)</p> <p>第7条 [省略]</p> <p>[省略]</p>